

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	5-4
許認可等の種類	覚醒剤原料取扱者等の指定証の再交付			
根拠法令条例等・条項	覚醒剤取締法第30条の5において準用する第11条			
許認可等の概要	覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者の指定証の再交付			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・覚醒剤取締法第30条の5において準用する第11条 指定証を毀損し、又は亡失したときは、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者はその業務所又は製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者はその業務所又は研究所の所在地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 再交付を申請した後亡失した指定証を発見したときは15日以内に、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者はその業務所又は製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者はその業務所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ旧指定証を返納しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	-			